

## 栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、農業機械施設バンクを利用して農業機械又は農業施設（以下「農機具等」という。）の譲渡を受けた者に対し、その費用の一部を補助することにより、農業機械施設バンクの利用を促進し、もって就農の促進及び離農の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業機械施設バンク 一般財団法人栃木市農業公社が実施する使用可能な農業機械又は農業施設で、譲渡が可能なものを、所有者からの申請に基づき登録し、その情報を希望者に提供する事業をいう。
- (2) 農業機械 耕運機、刈払機、トラクターその他の農業に使用する機械をいう。
- (3) 農業施設 ガラス室、ビニルハウスその他の農業に使用する施設をいう。

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次

に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 農業機械施設バンクを利用して農機具等を譲り受けたこと。
- (3) 当該補助対象者の名義により出荷するための農産物を生産し、又はその見込みが確実であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる農機具等の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 農業機械 譲受け又は修繕に要した経費
- (2) 農業施設 譲受け、修繕、解体、組立て又は移設に要した経費(付帯設備の修繕、ビニルハウスの被覆資材費等を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 市が交付する他の補助金の対象経費となる経費
- (2) 3親等以内の親族が所有していた農機具等の譲受けに要する経費
- (3) 農機具等を自ら修繕、解体、組立て又は移設することにより発生する人件費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる農機具等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる補助対象者の区分ごとに、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

農機具等	補助対象者	補助金の額
農業機械	45歳未満の者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。 ただし、10,000円を下限とし、100,000円を上限とする。
	45歳以上の者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額。 ただし、10,000円を下限とし、50,000円を上限とする。
農業施設	45歳未満の者	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。 ただし、20,000円を下限とし、400,000円を上限とする。
	45歳以上の者	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額。 ただし、20,000円を下限とし、200,000円を上限とする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、農機具等を譲り受けた日の翌日から起算して3月以内に、農業機械の場合には栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金（農業機械）交付申請書（別記様式第1号）に、農業施設の場合には栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金（農業施設）交付申請書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる農機具等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 農業機械 次に掲げる書類

ア 補助事業に要した費用の内訳が記載された明細書の写し及び領収書の写し

イ 農業機械の写真

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 農業施設 次に掲げる書類

ア 補助事業に要した費用の内訳が記載された明細書の写し及び領収書の写し

イ 補助事業を実施した農地の位置図

ウ 農業施設の設置状況を示す写真

エ その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、同一世帯について1年度につき1回限りとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、交付決定通知書の写しとする。

(実績報告)

第9条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金（農業機械）交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、この交付申請の審査のため、住民登録の状況及び市税の納付状況を市の職員が調査することに同意します。

申請者	住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
補助金交付申請額		円
補助の種類		農業機械補助
品 名		
メーカ名		
型 式		
取得先の住所及び氏名		住所 氏名
そ の 他		
譲渡者との関係		<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族ではない。 <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族である。

別記様式第2号（第7条関係）

栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金（農業施設）交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市農業機械施設バンク利用促進補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、この交付申請の審査のため、住民登録の状況及び市税の納付状況を市の職員が調査することに同意します。

申請者	住 所	
	氏 名	㊟
	電話番号	
補助金交付申請額		円
補助の種類		農業施設補助
設置場所		
面積		
種類		パイプハウス ・ 鉄骨ハウス
取得先の住所及び氏名		住所 氏名
その他		
譲渡者との関係		<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族ではない。 <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族である。